

宇部市プレミアム付商品券

取扱店舗 募集要項

宇部市商工水産部プレミアム付商品券室

宇部市プレミアム付商品券を取り扱う店舗等の募集について次のとおり定める。

1. 事業の趣旨

消費税・地方消費税の引き上げが住民税非課税者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、宇部市内の店舗等において共通して使用できるプレミアム付商品券を発行する。

2. 事業の概要

- (1) 名 称 宇部市プレミアム付商品券（以下、「商品券」という。）
- (2) 発 行 者 宇部市
- (3) 発 行 額 総額9億2千5百万円（宇部市当初予算額）
- (4) 発行内容 総数185,000冊（額面500円×10枚綴り）
- (5) 販売価格 1冊4,000円で販売（券面額5,000円）
- (6) 購入限度額 1人20,000円（5冊、券面額25,000円） 分割購入可
- (7) 販売期間 令和元年10月1日（火）～令和2年2月28日（金）
- (8) 使用期間 令和元年10月1日（火）～令和2年3月31日（火）
- (9) 購入対象者 ①平成31年度住民税非課税者（住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族及び生活保護被保護者等を除く）
②平成28年4月2日～令和元年9月30日までの間に生まれた子が属する世帯の世帯主

3. 商品券の取り扱いに係る厳守事項

- (1) 商品券は物品の販売又は役務の提供などの取引において利用可能です。
- (2) 商品券と現金の交換は禁止しています。
- (3) 商品券額面以下の利用であってもお釣りは渡さないでください。
- (4) 不足分は現金等で受け取ってください。
- (5) 店舗で独自に商品券の利用対象外となる商品などを定める場合は、あらかじめ消費者が認識できるよう、陳列棚、チラシ等にその旨を明示してください。
- (6) 利用期間を過ぎた商品券は受け取らないでください。
- (7) 商品券の盗難・紛失については、発行者はその責任を負いません。

4. 商品券の利用対象とならないもの

- (1) 不動産や金融商品
- (2) たばこ
- (3) 商品券やプリペイドカードなど換金性の高いもの

- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (5) 国税、地方税や使用料などの公租公課

5. 取扱店舗資格

宇部市内に店舗などの事業所を有する事業者とし、次の（1）から（3）に該当する事業者を除いたものとします。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行なっている事業者
- (2) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行なっている事業者
- (3) 役員等が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者

6. 取扱店舗の責務等

次に掲げる事項を遵守していただきます。

- (1) 取扱店舗であることが明確になるよう、配布する告知ツール（ステッカー、のぼり等）を消費者がわかりやすい場所に掲示してください。
- (2) 消費者が使用される商品券について、受け取って問題がないかの確認をしてください。確認用として見本券を配布するので、商品券を取り扱うすべての方（店員等）に周知してください。なお、偽造防止がない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに警察並びにお問い合わせ窓口に通報してください。
- (3) 商品券を受け取った時は、再流出を防止するため商品券裏面に取扱店舗受領印を捺印することとし、既に受領印があるものは、受け取りを拒否してください。
- (4) 登録時の店舗名と商品券裏面の店舗名（取扱店舗受領印）が異なると換金できない場合があります。
店舗名が変更になった場合は、直ちにお問い合わせ窓口へ報告してください。
- (5) 商品券の交換及び売買は行わないでください。
利用期間中における商品の売買、サービスの提供等の代金として使用された商品券のみ換金可能です。
- (6) 大量の商品券を一度に使用するなど「第三者への譲渡等が疑われるケース」

を覚知した場合には、お問い合わせ窓口までご連絡ください。

(7) 宇部市プレミアム付商品券事業の運営にご協力ください。

7. 申込みについて

(1) 申込方法

取扱店舗に申込みされる方は、この「募集要項」に同意のうえ、以下のいずれかの方法で申請してください。

① 宇部市ホームページから「WEB登録」する。

URL : <https://ube.prm-shohinken.com/35202/>

② 「取扱店舗登録申請書兼誓約書」をFAXする。

FAX : 06-6371-6512 (受付センター)

なお、大型店・量販店・チェーン店・系列店など市内に複数の店舗を持つ事業者については、すべての店舗が「募集要項」に同意していることを前提に、原則、各店舗ではなく事業者単位で申請してください。

「WEB登録」の場合、各店舗の登録店情報を「複数の店舗を追加する」より登録してください。「FAX」の場合、各店舗の登録店情報を店舗数分FAXにてお送りください。

(2) 申込期間

令和元年7月10日(水)～11月29日(金)

※購入対象者への案内(9月中旬発送予定)に同封する店舗一覧への掲載は8月9日(金)までにお申込みいただいた店舗となります。それ以降は宇部市ホームページへの掲載のみとなります。

(3) 登録手数料

無料

(4) 取扱店舗の登録

登録店舗は、審査により承認・登録し、宇部市ホームページに掲載します。審査結果については、宇部市から電子メール又は郵送で通知します。

また、店舗に掲示していただく告知ツール(ステッカー、のぼり等)は、後日配布します。

8. 取扱店舗の登録の取り消し

宇部市は、次のような事由が生じた場合には、取扱店舗における商品券受領の有無に関わらず、取扱店舗契約を解除することができます。

この場合、宇部市は、商品券の換金等を行わず、既に換金等を行っていたときは、その返還を請求します。

(1) 事業者(事業者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。以下、

この項において同じ。)が、商品券の換金等について詐欺を行い、又は行おうとした場合

- (2) 事業者が、暴力的行為又は脅迫的言辞を用い、不当に換金等を請求した場合
- (3) 契約締結後に事業者が暴力団等反社会的勢力に該当することが判明するなど、「5. 取扱店舗資格」の欠格条項に該当することとなった場合
- (4) その他事業者に宇部市の信頼を損ない取扱店舗契約の存続を困難とする次のような重大な事由がある場合
 - ① 宇部市の名誉や信用等を毀損又は毀損するおそれのある行為をしたとき。
 - ② 宇部市の業務を妨害又は妨害するおそれのある行為をしたとき。
 - ③ その他「募集要項」に違反する行為が認められるとき。

9. 換金について

- (1) 使用済の商品券を換金するため、宇部市の指定する金融機関の預金口座が必要です。(換金は口座振込です。)また、申請時に指定した金融機関の支店、出張所以外での換金はできません。換金取扱金融機関は、次のとおりです。

■換金取扱金融機関

金融機関名	換金 取扱店舗
山口銀行	(調整中)
西京銀行	全支店
西中国信用金庫	宇部市内の支店

※上記以外の金融機関では、換金業務を行っていません。

また、換金取扱店舗は変更になる場合があります。注意してください。

- (2) 換金専用用紙に記入し、預金通帳・商品券を添えて、あらかじめ指定する日に換金取扱金融機関に持参してください。

※換金日は改めてお知らせします。

- (3) 複数の店舗を持つ事業者は、事業者単位(原則、取扱店舗登録申請書兼誓約書の「申請者名」又は「店舗名」)で一括して換金してください。
- (4) 換金請求期間は令和元年10月1日(火)～令和2年4月10日(金)(予定)までです。

※期間経過後の換金には一切応じられません。ご注意ください。

10. その他の留意事項

- (1) 「募集要項」に記載されていない事項に関しては、必要に応じ協議して定めます。
- (2) 「募集要項」を含むこの事業の取り扱いに追加・変更があった場合は、宇部

市ホームページでお知らせします。

問合せ先 宇部市プレミアム付商品券取扱店舗募集窓口

(受託業者：(株)日本旅行山口支店) T E

L : 0 1 2 0 - 2 0 3 - 6 3 5 (お問い合わせ窓口) F

A X : 0 6 - 6 3 7 1 - 6 5 1 2 (受付センター)

※本募集要項は令和元年7月1日時点の内容に係るもので、事業の実施に伴い取り扱いが変更となる場合がございます。

また、取扱店舗が商品券を取り扱うにあたり必要となる事務の内容や、注意すべき事項、事務の手順等を記載した「取扱店舗事務マニュアル」や取扱店舗であることを示す表示物などを9月上旬に配布する予定としています。